

日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」

全国市区町村スポーツ少年団実態調査 報告書

- 人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団の事務局体制 -



2015 年 3 月

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団

〔共同研究者 公益財団法人笹川スポーツ財団〕

1. はじめに	3
2. 調査の概要	4
(1) 調査の目的	4
(2) 調査対象	4
(3) 調査方法	4
(4) 調査内容	4
(5) 調査期間	4
3. 要約	5
4. 調査結果	6
1. 人口規模の区分	6
2. 人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団の事務局体制・運営	7
(1) 市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場	7
(2) 市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所	8
(3) 市区町村体育協会の法人格の有無	9
(4) 市区町村体育協会の法人格の種類	10
(5) 事務作業担当者	11
(6) 事務作業担当者の雇用形態（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者）	12
(7) 事務作業担当者の人数（計）（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者）	13
(8) 役員の役職や立場	14
(9) 市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報のやり取り	15
(10) 期中の単位団連絡先変更時、都道府県への報告	16
(11) スポーツ少年団を社会教育団体とする条例や規則、要綱の有無	17
3. 人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団の取組み	18
(1) 育成母集団の連絡協議会等設置の有無	18
(2) スポーツ少年団の指導者協議会等設置の有無	19
(3) 市区町村スポーツ少年団の中の協議機関	20
(4) 総合型地域スポーツクラブと連携している単位団の有無	21
(5) 日本スポーツ少年団発行の広報普及資料の活用有無	22
(6) 事業内容	23
(7) 実施事業への人的援助の状況	23
4. 人口規模別にみた市町村合併や行政改革による行政からの人的支援の変化	24
(1) 合併前後の行政等による人的支援の状況	24
(2) 過去 10 年間の行政等による人的支援の状況（合併のなかった自治体）	25
5. 人口規模別にみた過去 10 年間の補助金額等の変化	26
(1) 行政からの補助金・助成金の変化	26
(2) 公共施設・設備の使用料減免措置（平成 14 年度）	27
(3) 公共施設・設備の使用料減免措置（平成 24 年度）	28
6. 人口規模別にみた課題	29
(1) 都道府県スポーツ少年団との関係における課題	29

(2) 単位スポーツ少年団との関係における課題	33
5. まとめ	38
6. 参考文献	40

1. はじめに

日本スポーツ少年団では、第9次育成5か年計画において、市区町村スポーツ少年団の基盤強化及び活動の活性化に必要な要素に関する調査を実施し、都道府県へ調査結果を公表することを明記している。

そこで、2013年12月から2014年1月にかけて、全国の市区町村スポーツ少年団1,564団を対象とし、事務局組織や運営体制、市町村合併や行政改革による行政からの人的支援の変化等の実態把握を目的とした質問紙調査を実施した。調査結果から、大部分の市区町村スポーツ少年団は行政との関わりが強く、日常的に教育委員会や体育協会との連携を図りながら活動を展開している結果が明らかとなった。また、市町村合併や行政改革等による人的支援への影響は明確に示すことはできなかったが、自治体職員数や予算の縮小により、行政の担当者が抱える業務の負担は大きくなっている状況も推察された。

2014年度では、まず市区町村スポーツ少年団の運営状況や課題について全体的な傾向を報告書でまとめた。本報告書では、さらに人口規模別にクロス集計を行い、市区町村スポーツ少年団の実態をより詳細に分析した結果を示すことにより、市区町村スポーツ少年団の基盤強化及び活動の活性化に必要な方策の検討に資する資料とすることを目的とした。

2. 調査の概要

(1) 調査の目的

全国市区町村スポーツ少年団の運営体制についての実態を把握することによって、スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化を図るための方策を検討する。

(2) 調査対象

全国の市区町村スポーツ少年団 1,564 団

有効回答数:1,076 団 (68.8%)

(3) 調査方法

郵送配布、郵送・Fax・メール回収

(4) 調査内容

1. 市区町村スポーツ少年団の事務局体制・運営
2. 市区町村スポーツ少年団の取組み
3. 市町村合併や行政改革による行政からの人的支援の変化
4. 過去 10 年間の補助金額等の変化

(5) 調査期間

平成 25 年(2013 年)12 月～平成 26 年(2014 年)1 月

(6) 研究体制・共同研究者

本調査は、公益財団法人笹川スポーツ財団との共同研究により実施した。

笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 主任研究員 澁谷 茂樹

笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 研究員 武長 理栄

3. 要約

(1) 市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所

市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所を人口規模別にみると、教育委員会の割合が「1 万人未満」80.3%であるのに対し、「50 万人以上」では 16.7%であった(図表 2-2, p.8)。

⇒人口規模が大きくなるにつれて、事務局を教育委員会に設置している割合は低くなり、一方で市区町村体育協会の割合は高くなる

(2) 事務作業担当者の人数(計)(行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)

事務作業担当者が行政のスポーツ担当者、もしくは市区町村体育協会の担当者の場合、市区町村スポーツ少年団における職員の人数合計を人口規模別にみると、1 人の割合は、「1 万人未満」72.0%、「50 万人以上」45.5%と、人口規模が大きくなるにしたがって減少する(図表 2-7, p.13)。

⇒人口 30 万人未満の自治体の市区町村スポーツ少年団では、事務作業担当者は 1 人～2 人未満

(3) 市区町村スポーツ少年団の中の協議機関

市区町村スポーツ少年団の中に協議機関が設置されているかを人口規模別にみると、「協議機関はない」と回答した割合は、「1 万人未満」66.1%、「50 万人以上」23.3%と、人口規模が大きくなるにしたがって減少する(図表 3-3, p.20)。また、20 万人以上の市区町村スポーツ少年団では、「指導者育成について協議する機関がある」と回答した割合が半数であるのに対し、1 万人未満では 1 割以下にとどまっている。

⇒人口規模が小さい自治体ほど協議機関の設置率が低い

(4) 市町村合併前後の行政等による人的支援の変化

市町村合併前後における行政(市区町村)または体育協会による人的支援(事務作業や事業等のサポート)の状況は、「合併前はあった人的支援が合併後減少」では、「50 万人以上」が 25.0%と最も多く、次いで「1 万人未満」が 16.7%であった(図表 4-1, p.24)。1 万人以上～7 万人未満の市区町村スポーツ少年団でも、支援が減ったと回答している割合は 1 割以上を占める。「合併前はあったが合併後なくなった」も同様に、「50 万人以上」が 8.3%と最も多く、「1 万人未満」5.6%と続く。

⇒合併による支援状況の減少は大都市・町村ともにみられるが、財政規模を鑑みると人口規模の小さい町村のほうが、より支援減少の影響を受けていると考えられる

(5) 公共施設・設備の使用料減免措置(平成 24 年度)

平成 24 年度における、各市区町村スポーツ少年団に対する行政(市区町村)の公共施設・設備の使用料の減免措置の状況を人口規模別にみると、「全額免除」と回答した割合は「1 万人未満」71.2%、「50 万人以上」16.7%と、人口規模が大きくなるにしたがって減少する(図表 5-3, p.28)。

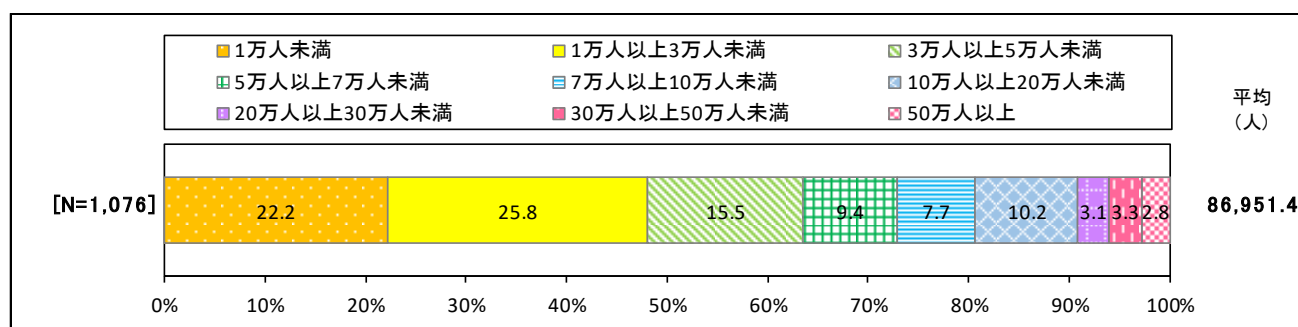
⇒人口規模が小さい自治体ほど公共施設・設備使用料の全額免除措置を受けている割合が高い

4. 調査結果

1. 人口規模の区分

総務省住民基本台帳人口(平成 25 年 3 月 31 日現在)を用いて、回答を得た市区町村スポーツ少年団を該当自治体の人口規模別に分類した。「1 万人以上 3 万人未満」が 25.8%と最も多く、次いで「1 万人未満」(22.2%)、「3 万人以上 5 万人未満」(15.5%)、「10 万人以上 20 万人未満」(10.2%)であった(図表 1-1)。平均値は 86,951.4 人であった。

図表 1-1 人口規模別にみた回答市区町村スポーツ少年団



出典:総務省「住民基本台帳人口・世帯数、平成 24 年度人口動態(市区町村別)(平成 25 年 3 月 31 日現在)」

2. 人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団の事務局体制・運営

(1) 市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場

市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場を人口規模別にみると、いずれの人口規模においても「単位スポーツ少年団の指導者」が半数程度を占める(図表 2-1)。あわせて、3 万人未満の市区町村スポーツ少年団では、「市区町村の教育長」がおおよそ 2 割、3 万人以上 7 万人未満では 1 割程度みられる。

また、20 万人以上の比較的人口の多い自治体で「その他」が 4～6 割みられるが、体育協会関係者、学識経験者などの回答が多くみられた。

図表 2-1 人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団本部長の役職・立場(複数回答)

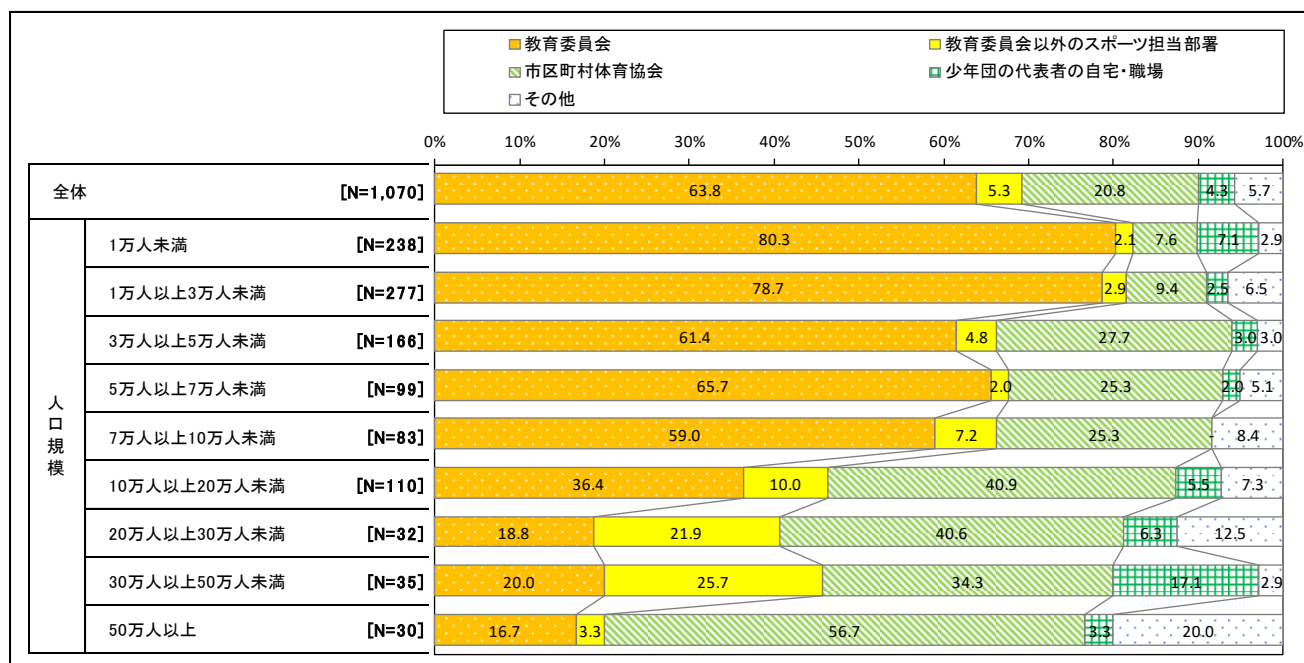
		(%)				
		単 位 ス ポ ー ツ 少 年 団 の 指 導 者	担 当 者 の ス ポ ー ツ	教 育 長 の ス ポ ー ツ	議 員 の ス ポ ー ツ	そ の 他
全体 [N=1,076]		52.5	3.1	12.8	3.8	31.9
人口 規 模	1万人未満 [N=239]	45.2	2.9	20.1	4.2	32.6
	1万人以上3万人未満 [N=278]	46.0	6.1	18.0	2.9	30.2
	3万人以上5万人未満 [N=167]	65.9	1.2	10.2	4.2	22.8
	5万人以上7万人未満 [N=101]	56.4	3.0	10.9	2.0	29.7
	7万人以上10万人未満 [N=83]	60.2	1.2	2.4	2.4	34.9
	10万人以上20万人未満 [N=110]	54.5	1.8	7.3	4.5	34.5
	20万人以上30万人未満 [N=33]	54.5	-	3.0	9.1	39.4
	30万人以上50万人未満 [N=35]	54.3	-	2.9	8.6	42.9
	50万人以上 [N=30]	50.0	3.3	-	3.3	60.0

(2) 市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所

市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所を人口規模別にみると、教育委員会の割合が「1 万人未満」80.3%であるのに対し、「50 万人以上」では16.7%であった(図表 2-2)。人口規模が大きくなるにつれて、事務局を教育委員会に設置している割合は低くなり、一方で市区町村体育協会の割合は高くなる。

「50 万人以上」のその他として、スポーツ振興事業団、区のスポーツ財団などの回答がみられた。

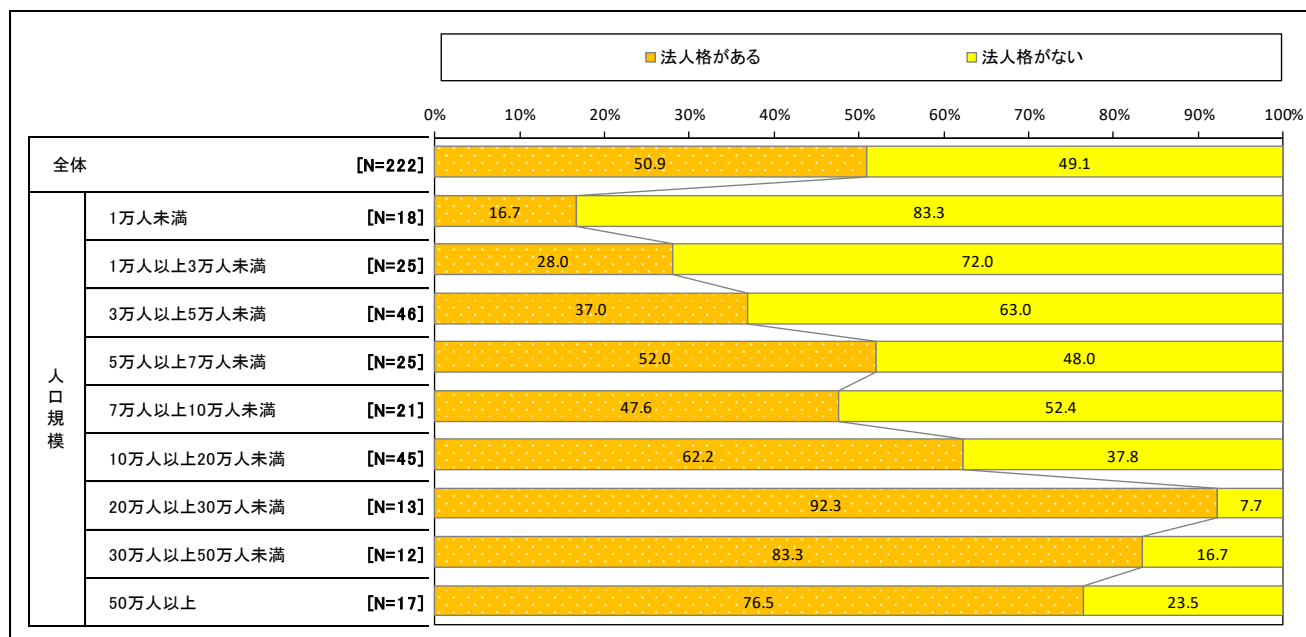
図表 2-2 人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団事務局の設置場所



(3) 市区町村体育協会の法人格の有無

事務局が市区町村体育協会に設置されている市区町村スポーツ少年団における、市区町村体育協会の法人格の有無を人口規模別にみた。「法人格がある」と回答した割合は、「20 万人以上 30 万人未満」が 92.3%と最も多く、次いで「30 万人以上 50 万人未満」83.3%、「50 万人以上」76.5%であり、20 万人以上の自治体では 7～9 割を占めた(図表 2-3)。一方、7 万人以下の自治体では法人格がある体育協会は半数以下であった。

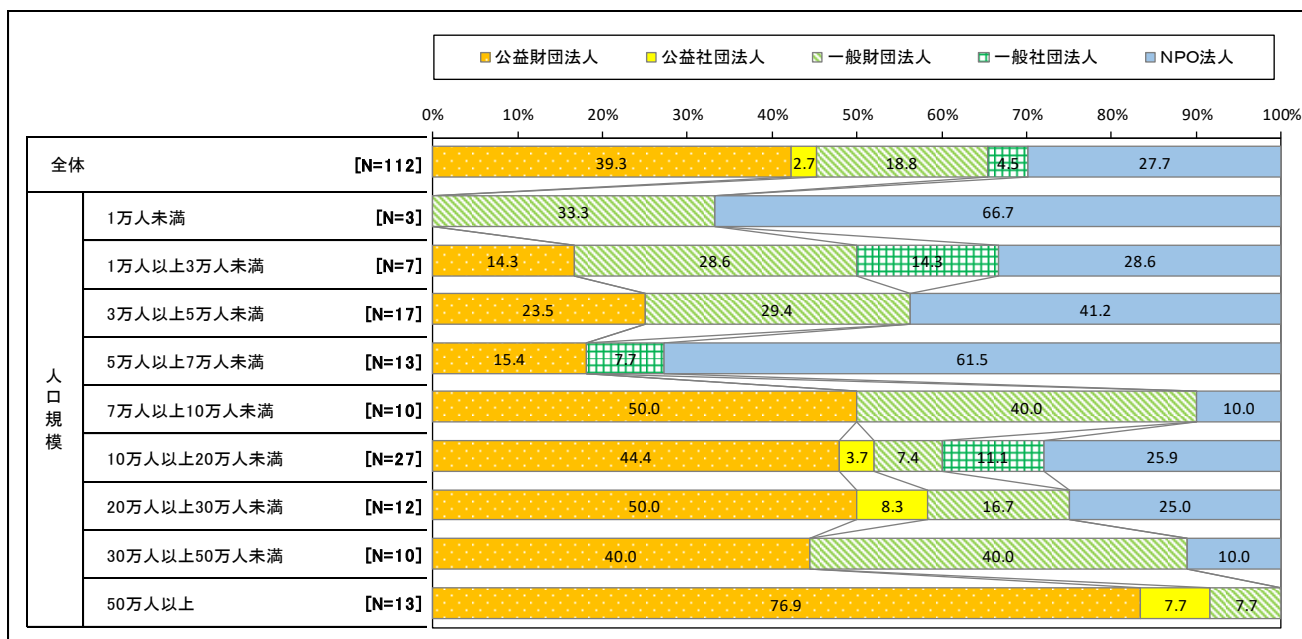
図表 2-3 人口規模別にみた市区町村体育協会の法人格の有無



(4) 市区町村体育協会の法人格の種類

法人格がある市区町村体育協会の法人格の種類を人口規模別にみると、公益財団法人の割合は「50 万人以上」で 76.9%と最も多く、7 万人～50 万人未満の自治体では 4～5 割を占める(図表 2-4)。

図表 2-4 人口規模別にみた市区町村体育協会の法人格の種類



(5) 事務作業担当者

各市区町村スポーツ少年団の事務作業担当者を人口規模別にみると、行政のスポーツ担当者の割合は「1 万人未満」81.6%、「50 万人未満」23.3%と、人口規模が大きくなるにしたがって減少する(図表 2-5)。一方、市区町村体育協会の担当者の割合は人口規模が大きくなるにつれて増加し、「1 万人未満」16.3%、「50 万人未満」56.7%であった。

その他として、「1 万人以上 3 万人未満」では総合型地域スポーツクラブの担当者、「50 万人以上」では市の外郭団体などの回答がみられた。

図表 2-5 人口規模別にみた事務作業担当者(複数回答)

			担 行 当 政 者 の ス ポ ー ツ	の 市 担 区 当 町 者 村 体 育 協 会	単 位 団 の 指 導 者	そ の 他
			(%)			
全体		[N=1,076]	69.5	24.0	7.6	7.9
人 口 規 模	1万人未満	[N=239]	81.6	16.3	11.3	6.3
	1万人以上3万人未満	[N=278]	78.1	17.3	4.0	10.1
	3万人以上5万人未満	[N=167]	73.7	24.6	6.6	3.0
	5万人以上7万人未満	[N=101]	65.3	25.7	4.0	8.9
	7万人以上10万人未満	[N=83]	67.5	22.9	8.4	8.4
	10万人以上20万人未満	[N=110]	50.0	38.2	9.1	7.3
	20万人以上30万人未満	[N=33]	39.4	39.4	15.2	6.1
	30万人以上50万人未満	[N=35]	45.7	37.1	11.4	14.3
	50万人以上	[N=30]	23.3	56.7	10.0	20.0

(6) 事務作業担当者の雇用形態（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者）

行政のスポーツ担当者、もしくは市区町村体育協会の担当者が市区町村スポーツ少年団の事務作業を担当している場合の雇用形態を人口規模別に示した。50万人以下の市区町村スポーツ少年団では、正職員が8～9割以上を占める(図表 2-6)。「50万人以上」では、正職員が7割、嘱託職員(契約・臨時含む)が4割であった。

図表 2-6 人口規模別にみた事務作業担当者の雇用形態
(行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)
(複数回答)

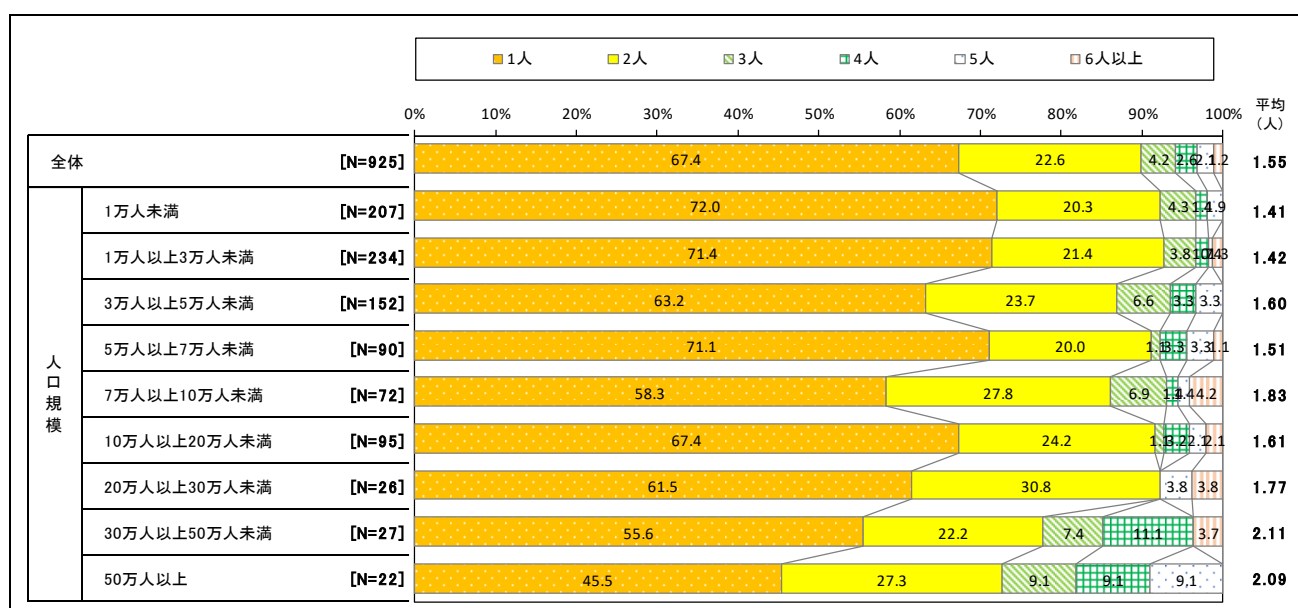
			正職員	嘱託職員 (契約・臨時含む)	アルバイト	その他
			(%)			
全体 [N=946]			88.4	18.2	1.6	2.0
人口規模	1万人未満 [N=210]		91.4	11.0	0.5	4.8
	1万人以上3万人未満 [N=243]		90.5	14.4	-	0.4
	3万人以上5万人未満 [N=157]		87.9	20.4	1.9	1.3
	5万人以上7万人未満 [N=91]		85.7	24.2	1.1	2.2
	7万人以上10万人未満 [N=74]		87.8	23.0	-	-
	10万人以上20万人未満 [N=95]		83.2	23.2	6.3	1.1
	20万人以上30万人未満 [N=26]		84.6	23.1	3.8	-
	30万人以上50万人未満 [N=27]		92.6	22.2	7.4	3.7
	50万人以上 [N=23]		73.9	39.1	4.3	8.7

(7) 事務作業担当者の人数（計）（行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者）

事務作業担当者が行政のスポーツ担当者もしくは市区町村体育協会の担当者の市区町村スポーツ少年団のうち、雇用形態についての回答のあった団について、正職員、嘱託職員、アルバイト、その他の職員の人数合計を人口規模別にみた。

1 人の割合は、「1 万人未満」72.0%、「50 万人以上」45.5%と、人口規模が大きくなるにしたがって減少する傾向にある(図表 2-7)。平均人数をみると、「30 万人以上 50 万人未満」「50 万人以上」で 2 人以上となるが、人口が 30 万人未満の市区町村スポーツ少年団では、1 人から 2 人未満であった。

図表 2-7 人口規模別にみた事務作業担当者の人数(計)
(行政のスポーツ担当者・市区町村体育協会の担当者)



(8) 役員の役職や立場

各市区町村スポーツ少年団の役員の役職や立場を人口規模別にみると、単位団関係者はいずれの人口規模においても6割以上を占める(図表2-8)。教育委員会関係者は、「1万人未満」61.5%、「50万人以上」30.0%と人口規模が大きくなるにつれて減少する一方で、市区町村体育協会関係者の割合は人口規模が大きくなるにしたがって増加する。

図表2-8 人口規模別にみた役員の役職や立場（複数回答）

			単位団関係者	教育委員会関係者	市区町村体育協会関係者	競技団体関係者	関係者 教育委員会以外の行政	その他
全 体		(n=1,076)	76.2	46.5	32.4	14.7	13.0	22.7
人口規模	1万人未満	(n=239)	63.2	61.5	24.7	11.7	14.6	18.4
	1万人以上3万人未満	(n=278)	75.5	57.6	32.0	12.6	11.2	16.9
	3万人以上5万人未満	(n=167)	82.6	39.5	27.5	9.6	6.6	22.2
	5万人以上7万人未満	(n=101)	76.2	39.6	33.7	20.8	10.9	24.8
	7万人以上10万人未満	(n=83)	86.7	31.3	32.5	15.7	12.0	26.5
	10万人以上20万人未満	(n=110)	77.3	30.9	40.9	18.2	18.2	28.2
	20万人以上30万人未満	(n=33)	93.9	27.3	45.5	24.2	12.1	27.3
	30万人以上50万人未満	(n=35)	85.7	25.7	42.9	22.9	31.4	42.9
	50万人以上	(n=30)	86.7	30.0	63.3	30.0	23.3	46.7

(9) 市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報のやり取り

市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報のやり取りの方法を人口規模別にみると、「1 万人未満」では電話連絡網が 7 割にのぼり、パソコンのメールや FAX は 2 割程度であった(図表 2-9)。一方、「50 万人以上」ではパソコンのメール(63.3%)、FAX(60.0%)、電話連絡網(46.7%)と人口規模が大きくなるにしたがって様々な方法で情報のやり取りを行っている状況がうかがえる。

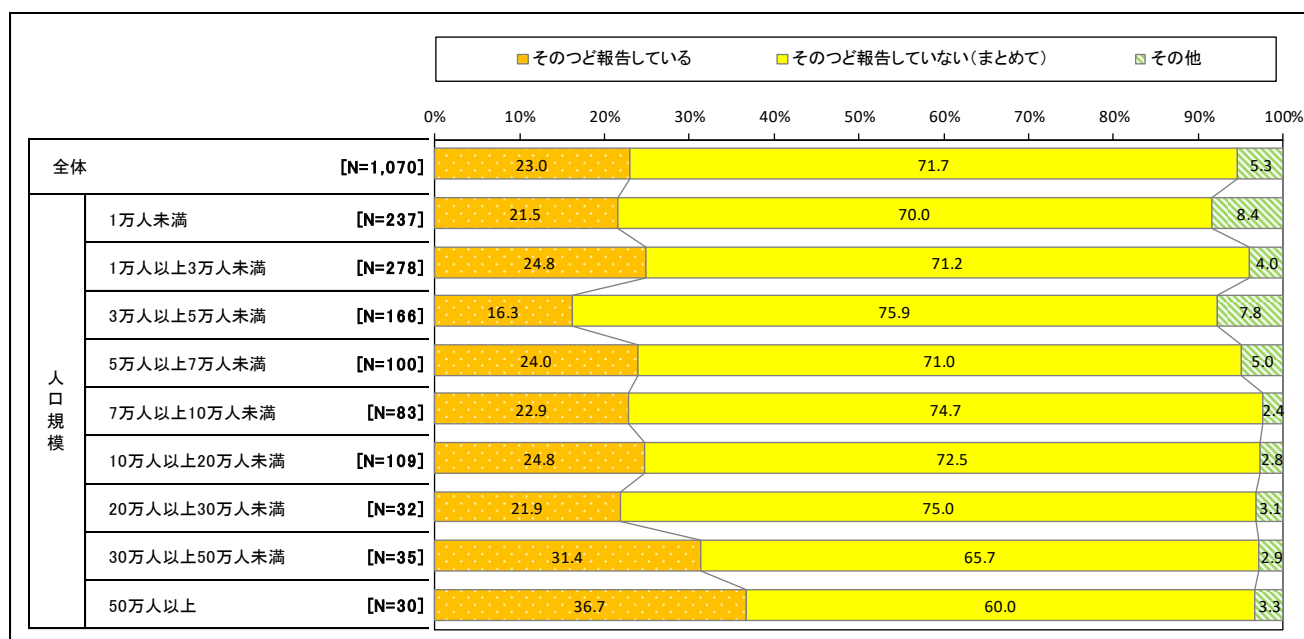
図表 2-9 人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団と単位団の日常的な情報やり取り(複数回答)

			電話 連絡 網	パ ソ コ ン の メ ー ル	F A X	携 帯 電 話 の メ ー ル	ホ ー ム ペ ー ジ (S N S は 除 く)	ツ イ ッ タ ー 、 L I N E (S N S ツ ー ル 、 F a c e b o o k 、 等)	そ の 他	(%)
全 体			(n=1,076)	58.9	39.7	32.5	12.5	3.4	0.9	62.2
人 口 規 模	1万人未満		(n=239)	68.2	25.9	20.9	10.5	0.4	1.3	50.6
	1万人以上3万人未満		(n=278)	65.5	29.5	25.5	11.9	1.4	1.1	61.9
	3万人以上5万人未満		(n=167)	59.3	37.1	28.7	9.0	2.4	0.6	69.5
	5万人以上7万人未満		(n=101)	55.4	42.6	32.7	12.9	5.0	1.0	66.3
	7万人以上10万人未満		(n=83)	55.4	51.8	48.2	13.3	3.6	1.2	69.9
	10万人以上20万人未満		(n=110)	49.1	61.8	50.9	19.1	8.2	0.9	62.7
	20万人以上30万人未満		(n=33)	30.3	78.8	48.5	21.2	6.1	-	66.7
	30万人以上50万人未満		(n=35)	28.6	62.9	51.4	20.0	14.3	-	65.7
	50万人以上		(n=30)	46.7	63.3	60.0	10.0	13.3	-	70.0

(10) 期中の単位団連絡先変更時の都道府県への報告

期中に単位団の連絡先の変更があった時の都道府県スポーツ少年団への報告状況を人口規模別にみると、30 万人未満の市区町村スポーツ少年団では「そのつど報告している」と回答した割合は 2 割程度と、人口規模による違いはみられない(図表 2-10)。30 万人以上になると 3 割を占める。

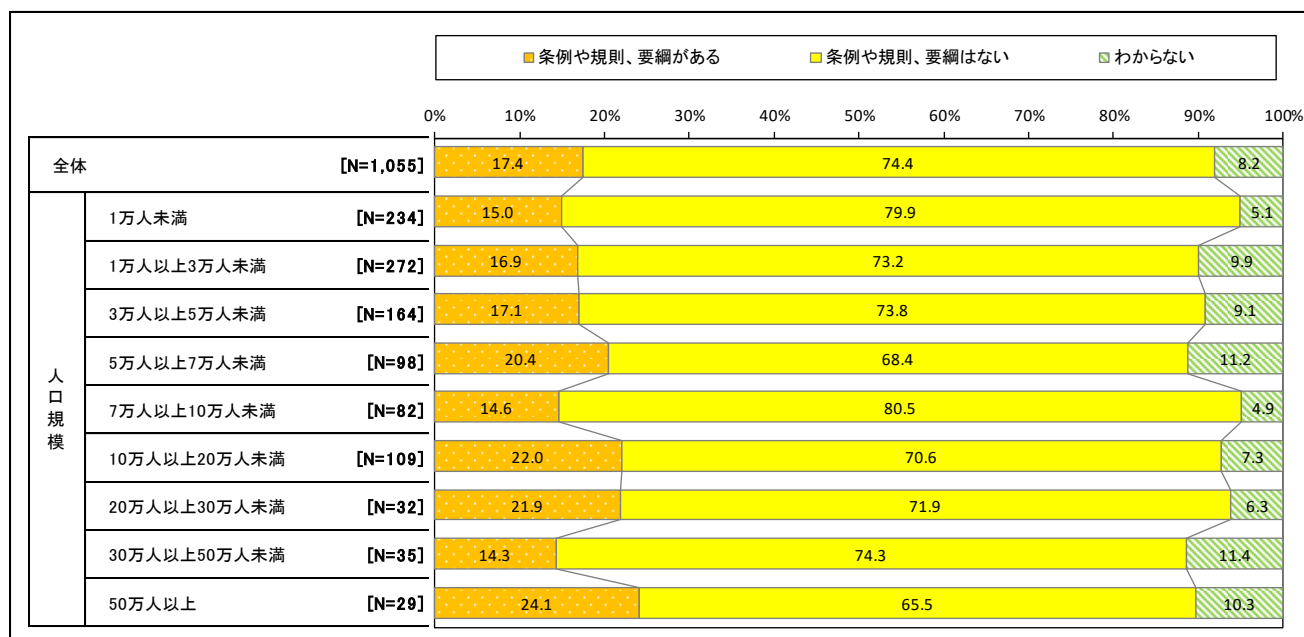
図表 2-10 人口規模別にみた期中の単位団連絡先変更時の都道府県への報告



(11) スポーツ少年団を社会教育団体とする条例や規則、要綱の有無

各市区町村における、スポーツ少年団を社会教育団体として位置付ける条例や規則、要綱の有無を人口規模別に示した。「条例や規則、要綱がある」と回答した割合は、「5万人以上7万人未満」「10万人以上20万人未満」「20万人以上30万人未満」「50万人以上」で2割を占めた(図表 2-11)。しかし、人口規模と条例や規則、要綱の有無には関係性はあまりみられない。

図表 2-11 人口規模別にみた少年団を社会教育団体とする条例や規則、要綱の有無

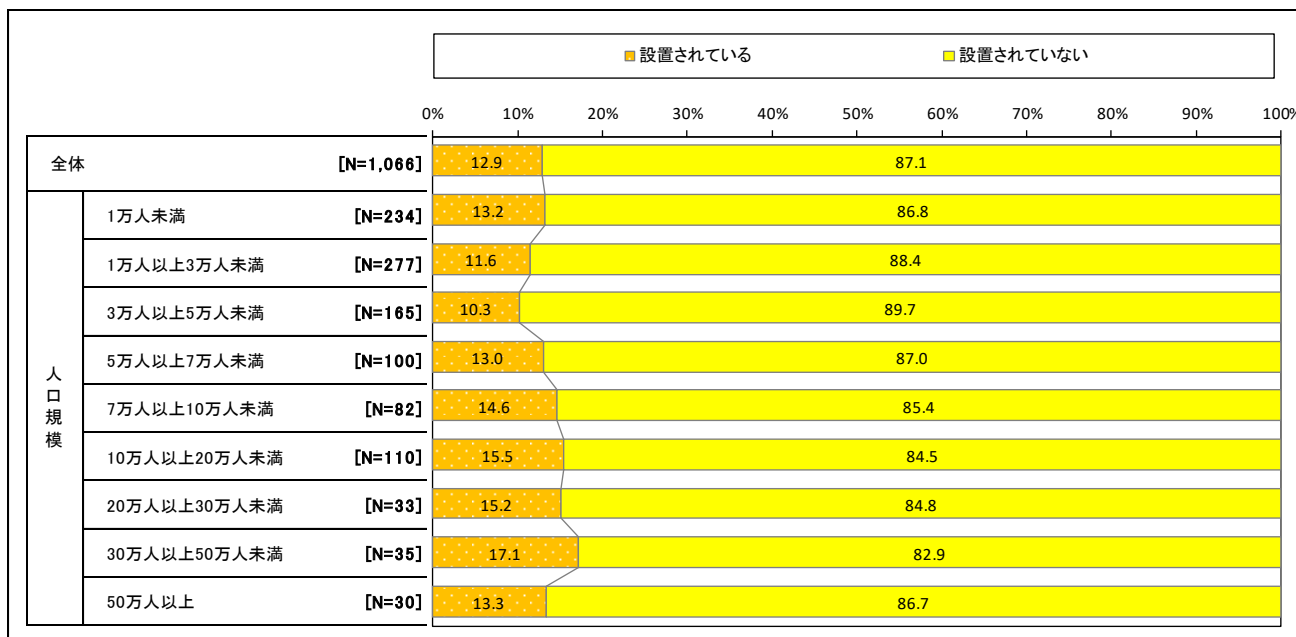


3. 人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団の取組み

(1) 育成母集団の連絡協議会等設置の有無

市区町村スポーツ少年団における育成母集団の連絡協議会等設置の有無を人口規模別にみると、いずれの人口規模においても設置されている割合は 1 割～2 割未満にとどまっており、人口規模による違いはみられない（図表 3-1）。

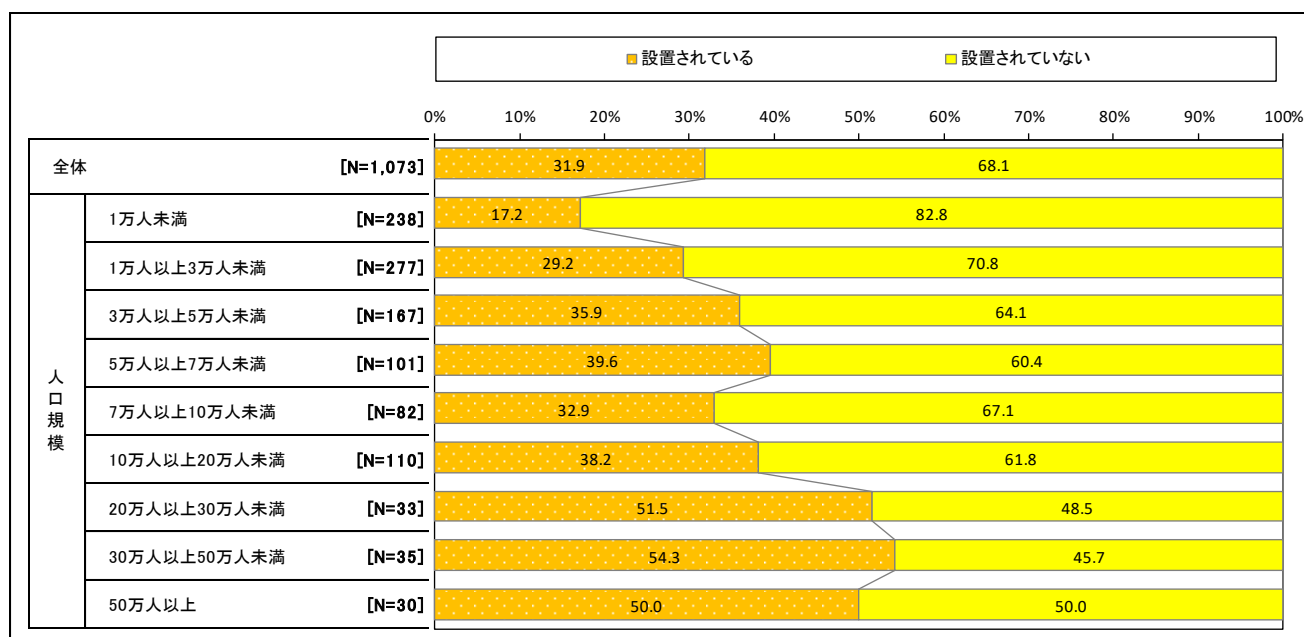
図表 3-1 人口規模別にみた育成母集団の連絡協議会等設置の有無



(2) スポーツ少年団の指導者協議会等設置の有無

市区町村スポーツ少年団におけるスポーツ少年団指導者協議会等設置の有無を人口規模別にみると、1万人以上の市区町村スポーツ少年団では「設置されている」と回答した割合は3割～5割であるが、1万人未満では17.2%と2割以下にとどまっている(図表3-2)。

図表 3-2 人口規模別にみたスポーツ少年団の指導者協議会等設置の有無



(3) 市区町村スポーツ少年団の中の協議機関

市区町村スポーツ少年団の中に協議機関が設置されているかを人口規模別にみると、「協議機関はない」と回答した割合は、「1 万人未満」では 66.1%、「50 万人以上」では 23.3%と人口規模が大きくなるにしたがって減少する(図表 3-3)。また、20 万人以上の市区町村スポーツ少年団では、「指導者育成について協議する機関がある」と回答した割合が半数であるのに対し、1 万人未満では 1 割以下にとどまっている。

図表 3-3 人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団の中の協議機関(複数回答)

			(%)					
			協議機関はない	単位団活動について協議する機関	指導者育成について協議する機関	広報について協議する機関	体力向上について協議する機関	コンプライアンスについて協議する機関
全 体		(n=1,076)	55.1	23.8	20.3	8.4	6.4	3.0
人口規模	1万人未満	(n=239)	66.1	16.7	7.1	4.2	3.8	1.7
	1万人以上3万人未満	(n=278)	61.9	20.9	13.7	5.4	2.5	1.1
	3万人以上5万人未満	(n=167)	57.5	23.4	18.0	6.6	6.0	3.0
	5万人以上7万人未満	(n=101)	51.5	24.8	20.8	5.9	5.0	1.0
	7万人以上10万人未満	(n=83)	45.8	26.5	37.3	16.9	12.0	6.0
	10万人以上20万人未満	(n=110)	42.7	32.7	32.7	12.7	10.9	5.5
	20万人以上30万人未満	(n=33)	33.3	27.3	48.5	21.2	15.2	6.1
	30万人以上50万人未満	(n=35)	34.3	37.1	40.0	17.1	17.1	5.7
	50万人以上	(n=30)	23.3	46.7	50.0	23.3	16.7	13.3

(4) 総合型地域スポーツクラブと連携している単位団の有無

市区町村に、総合型地域スポーツクラブと連携して活動をしている単位団があるかを人口規模別にみると、「連携している単位団はない」と回答した割合は7万人未満の団では6割を占めるが、7万人以上になると半数程度、50万人以上では26.7%であった(図表3-4)。

連携している総合型クラブの形態は、構成団体の一つにスポーツ少年団を含むタイプが50万人未満では1〜2割、50万人以上では半数を占めた。

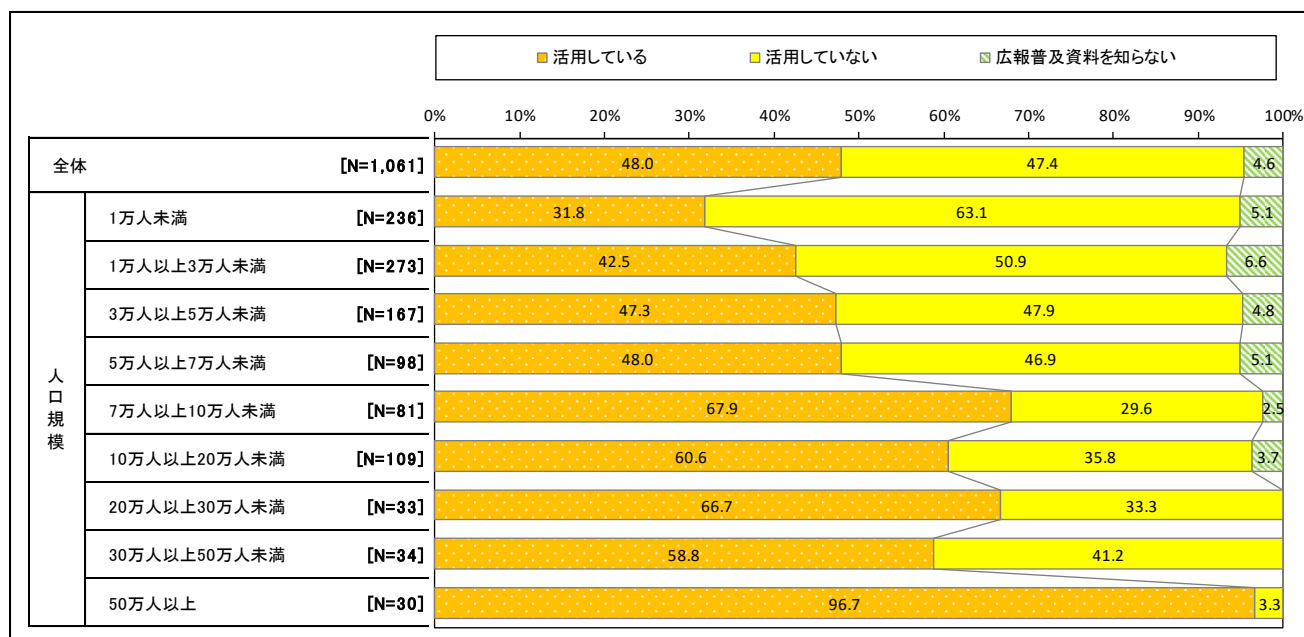
図表 3-4 人口規模別にみた総合型地域スポーツクラブと連携している単位団の有無(複数回答)

			(%)				
			連携して いる単位団 はない	スポー ツ少年団 を母体 に設立	構成団 体の一 つにス ポー ツ少年 団含む	普段は 別活動 でイベ ント等 で連携	その他
全 体 (n=1,076)			58.1	4.2	18.1	14.3	6.9
人口規模	1万人未満 (n=239)		59.0	2.5	12.1	12.1	11.3
	1万人以上3万人未満 (n=278)		61.5	4.3	15.5	14.7	6.8
	3万人以上5万人未満 (n=167)		61.7	3.0	18.6	14.4	7.2
	5万人以上7万人未満 (n=101)		62.4	2.0	22.8	14.9	2.0
	7万人以上10万人未満 (n=83)		55.4	2.4	20.5	14.5	8.4
	10万人以上20万人未満 (n=110)		54.5	10.0	20.0	12.7	4.5
	20万人以上30万人未満 (n=33)		51.5	6.1	24.2	15.2	—
	30万人以上50万人未満 (n=35)		45.7	5.7	20.0	22.9	2.9
	50万人以上 (n=30)		26.7	10.0	50.0	20.0	3.3

(5) 日本スポーツ少年団発行の広報普及資料の活用有無

日本スポーツ少年団が発行している広報普及資料(ガイドブック、PR リーフレットなど)を活用しているかを人口規模別にみると、活用している割合は「1 万人未満」では 3 割、1 万人～7 万人未満では 4 割から半数程度である(図表 3-5)。7 万人以上になると、活用率は 6 割以上となり、「50 万人以上」ではほとんどの市区町村スポーツ少年団が活用している。

図表 3-5 人口規模別にみた日本スポーツ少年団発行の広報普及資料の活用有無



(6) 事業内容

市区町村スポーツ少年団が平成 24 年度に実施した事業内容を人口規模別に示した。

「新規団員加入促進のためのイベント(スポーツ教室等の開催)」では人口規模による実施の有無に違いはみられないが、それ以外の項目では違いがみられ、人口規模が大きくなるにつれて各事業の実施率は高くなる(図表 3-6)。特に、「指導者研修会の開催」「指導者研修会の開催」「種目の枠を超えた団の交流(スポーツイベント等の開催)」は、「1 万人未満」と「50 万人以上」の間に 50 ポイント近くの差がある。

図表 3-6 平成 24 年度に実施した事業内容

	種目の枠を超えた団の交流 (スポーツイベント等の開催)	競技別交流大会の開催	指導者研修会の開催	やスポーツ少年団活動者の育成 指導に関する功績者の発表	全国大会派遣への派遣経費大会の助成	地域ボランティア活動の支援 (清掃活動や福祉・交流の環境等)	育成母集団研修会の開催	新規団員加入促進のためのイベント (スポーツ教室等の開催)	ホームページの運営	ジュニア・リーダースクー ルの開催	国際交流活動(派遣、受入等)	その他
全体	53.2	50.5	40.1	38.2	37.3	29.9	21.7	16.4	12.3	10.2	7.9	7.2
1万人未満	37.2	30.1	16.7	19.7	32.2	23.4	9.6	16.3	1.3	2.9	1.3	7.1
1万人以上3万人未満	44.6	46.4	36.7	29.5	33.5	25.2	19.4	16.2	5.4	6.1	2.9	5.0
3万人以上5万人未満	58.7	56.3	44.9	41.9	36.5	31.7	20.4	13.2	9.6	9.0	6.6	10.2
5万人以上7万人未満	51.5	48.5	53.5	52.5	38.6	31.7	21.8	20.8	15.8	9.9	6.9	5.9
7万人以上10万人未満	72.3	59.0	49.4	50.6	37.3	31.3	33.7	19.3	20.5	13.3	10.8	8.4
10万人以上20万人未満	67.3	65.5	52.7	51.8	43.6	37.3	27.3	18.2	27.3	23.6	13.6	6.4
20万人以上30万人未満	72.7	75.8	60.6	51.5	42.4	45.5	39.4	18.2	24.2	27.3	24.2	6.1
30万人以上50万人未満	74.3	80.0	62.9	65.7	48.6	51.4	48.6	8.6	34.3	22.9	34.3	2.9
50万人以上	83.3	83.3	66.7	66.7	70.0	36.7	40.0	16.7	50.0	23.3	40.0	20.0

(%)

(7) 実施事業への人的援助の状況

市区町村スポーツ少年団が平成 24 年度中に実施した事業に対して、「行政または体育協会からの人的援助(事務作業や事業等のサポート)があった」と回答した割合を人口規模別に示した。いずれの事業も人口規模と人的支援の状況に係性はみられない(図表 3-7)。

図表 3-7 平成 24 年度実施事業に対する人的援助の状況

	種目の枠を超えた団の交流 (スポーツイベント等の開催)	競技別交流大会の開催	指導者研修会の開催	やスポーツ少年団活動者の育成 指導に関する功績者の発表	全国大会派遣への派遣経費大会の助成	地域ボランティア活動の支援 (清掃活動や福祉・交流の環境等)	育成母集団研修会の開催	新規団員加入促進のためのイベント (スポーツ教室等の開催)	ホームページの運営	ジュニア・リーダースクー ルの開催	国際交流活動(派遣、受入等)	その他
全体	82.0	58.8	72.2	70.6	45.6	50.3	70.6	63.3	71.7	59.4	62.8	69.4
1万人未満	85.1	63.9	82.5	77.8	48.6	42.6	81.8	58.8	33.3	83.3	100.0	57.1
1万人以上3万人未満	81.1	66.1	69.7	63.3	48.3	51.6	69.8	67.4	66.7	43.8	50.0	57.1
3万人以上5万人未満	78.4	54.8	69.9	63.6	31.0	39.2	71.0	47.6	60.0	46.7	44.4	88.2
5万人以上7万人未満	88.5	60.9	65.4	76.0	55.6	75.9	55.0	60.0	69.2	60.0	57.1	50.0
7万人以上10万人未満	90.9	61.9	82.9	78.9	57.7	61.9	83.3	85.7	87.5	66.7	88.9	83.3
10万人以上20万人未満	80.6	50.7	74.5	70.9	40.5	53.8	69.0	55.0	74.1	61.5	53.8	100.0
20万人以上30万人未満	77.3	63.6	61.1	76.5	42.9	38.5	66.7	83.3	75.0	66.7	87.5	50.0
30万人以上50万人未満	80.0	55.6	81.0	72.7	57.1	56.3	75.0	100.0	66.7	62.5	80.0	100.0
50万人以上	68.0	33.3	65.0	68.4	35.0	36.4	54.5	60.0	78.6	71.4	36.4	50.0

(%)

注) 平成 24 年度に実施した事業に対して、「行政または体育協会からの人的援助(事務作業や事業等のサポート)があった」と回答した割合

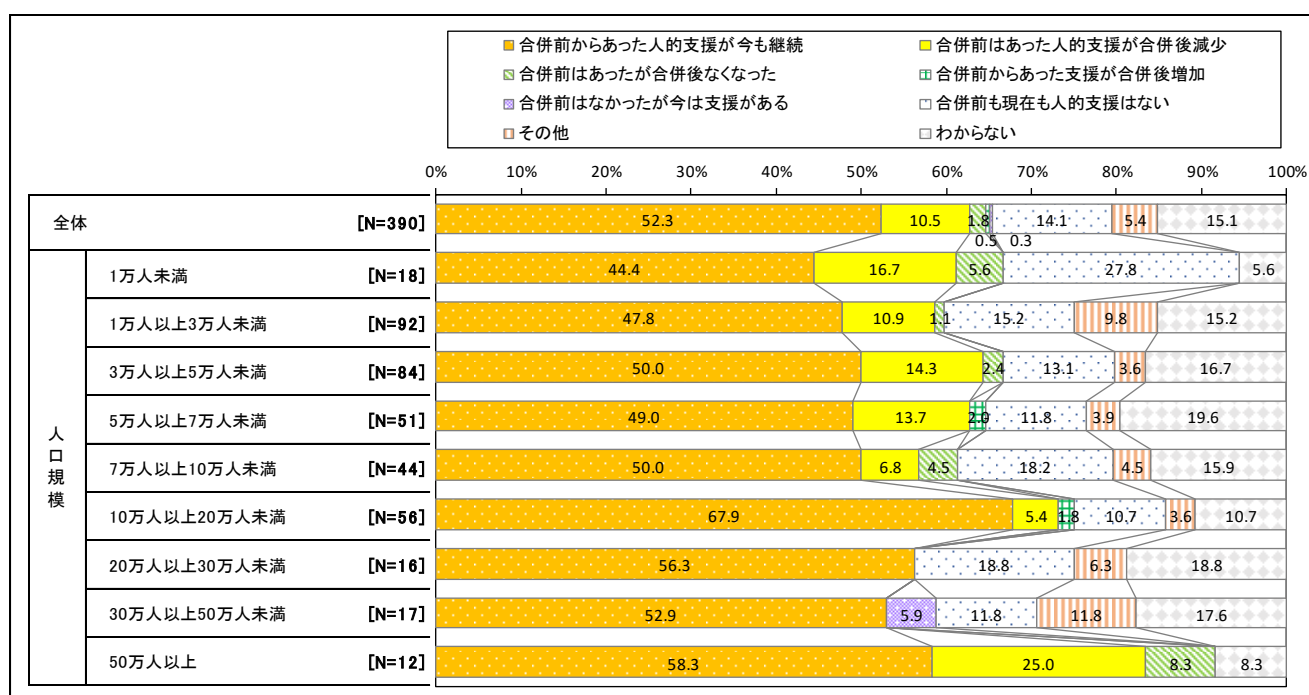
4. 人口規模別にみた市町村合併や行政改革による行政からの人的支援の変化

(1) 合併前後の行政等による人的支援の状況

市町村合併前後における行政(市区町村)または体育協会による人的支援(事務作業や事業等のサポート)の状況は、「合併前はあった人的支援が合併後減少」では、「50 万人以上」が 25.0%と最も多く、次いで「1 万人未満」が 16.7%であった(図表 4-1)。1 万人以上～7 万人未満の市区町村スポーツ少年団でも、支援が減ったと回答している割合は 1 割以上を占める。「合併前はあったが合併後なくなった」も同様に、「50 万人以上」が 8.3%と最も多く、「1 万人未満」5.6%と続く。

合併による支援状況の減少は大都市・町村ともにみられるが、財政規模を鑑みると人口規模の小さい町村において、より支援減少の影響を受けていると考えられる。

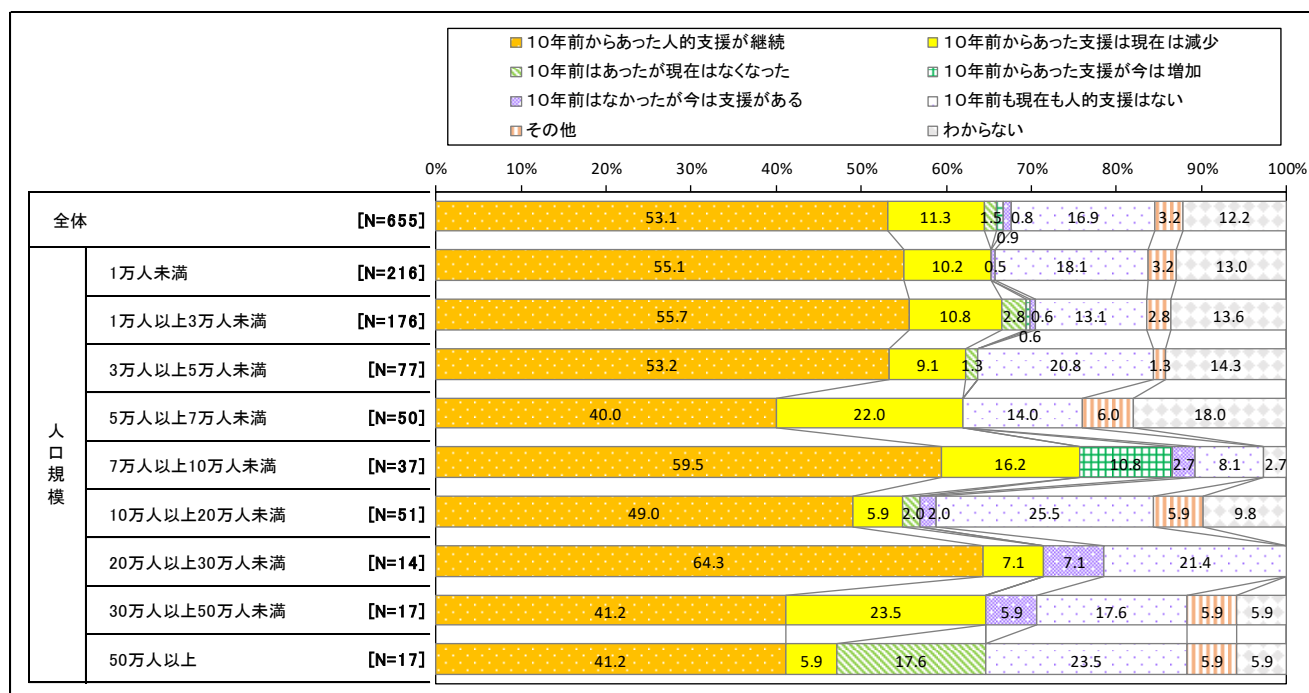
図表 4-1 合併前後の行政等による人的支援の状況



(2) 過去 10 年間の行政等による人的支援の状況（合併のなかった自治体）

合併のなかった自治体においては、「10 年前からあった支援が現在は減少」と回答した割合は「30 万人以上 50 万人未満」が 23.5%と最も多く、「5 万人以上 7 万人未満」22.0%、「7 万人以上 10 万人未満」16.2%、「1 万人以上 3 万人未満」10.8%、「1 万人未満」10.2%と続く（図表 4-2）。行政改革による支援減少は主に中規模の自治体においてみられる。

図表 4-2 過去 10 年間の行政等による人的支援の状況（合併のなかった自治体）

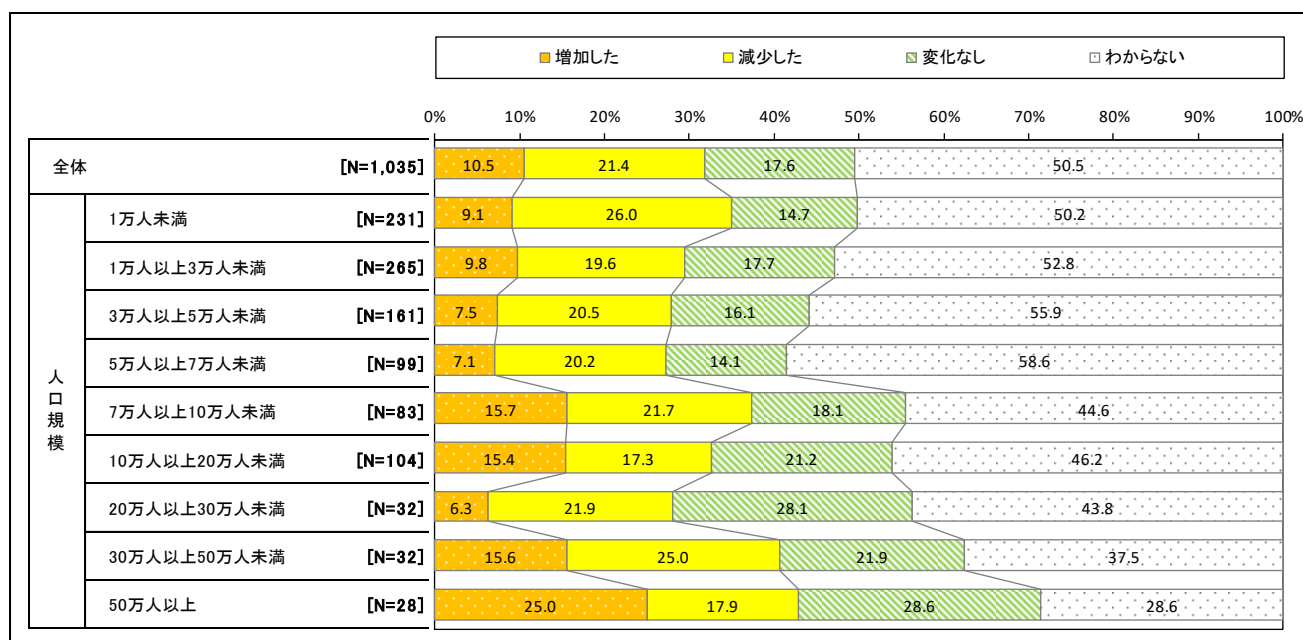


5. 人口規模別にみた過去10年間の補助金額等の変化

(1) 行政からの補助金・助成金の変化

行政(市区町村)からの補助金・助成金の金額の変化を人口規模別に示した。いずれの人口規模においても過去10年間で補助金・助成金が減少した割合は2割程度みられるが、特に「1万人未満」では26.0%と最も多かった(図表5-1)。

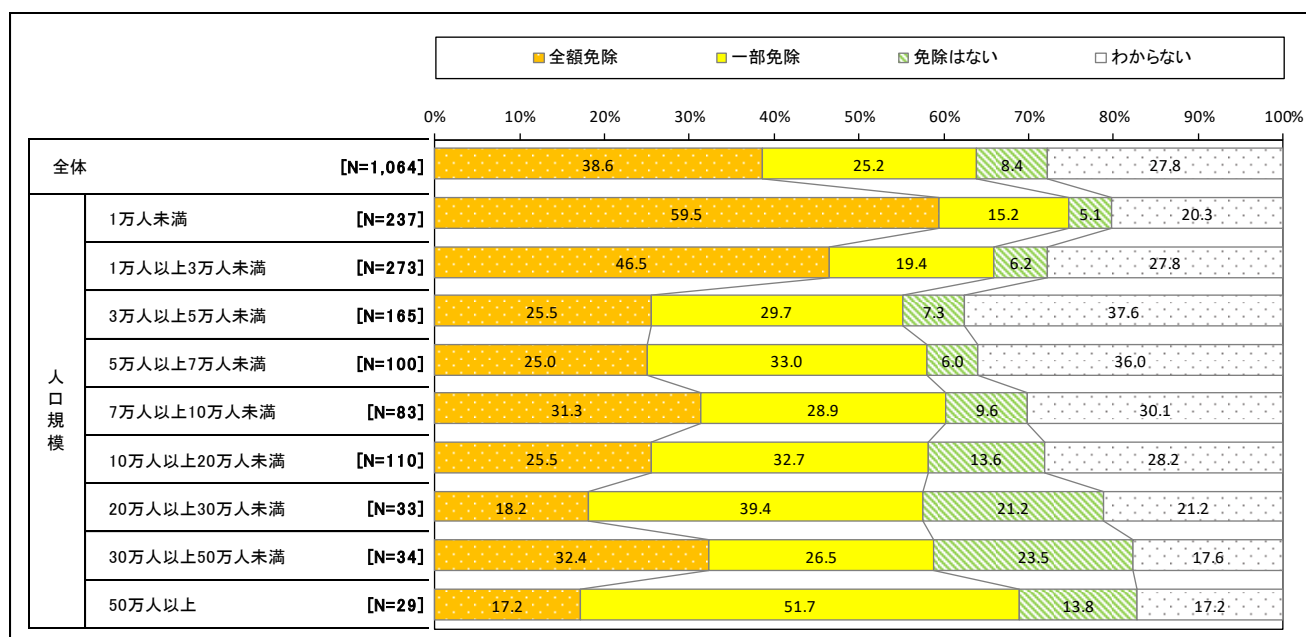
図表 5-1 人口規模別にみた行政からの補助金・助成金の変化



(2) 公共施設・設備の使用料減免措置（平成 14 年度）

平成 14 年度における、各市区町村スポーツ少年団に対する行政(市区町村)の公共施設・設備の使用料の減免措置を人口規模別に示した。全額免除の割合は、「1 万人未満」59.5%と最も多く、次いで「1 万人以上 3 万人未満」46.5%であった。いずれの人口規模においても「わからない」と回答した割合が 2～3 割程度みられるが、人口規模の小さい市区町村スポーツ少年団ほど、公共施設・設備の使用料が免除されていた状況がうかがえる(図表 5-2)

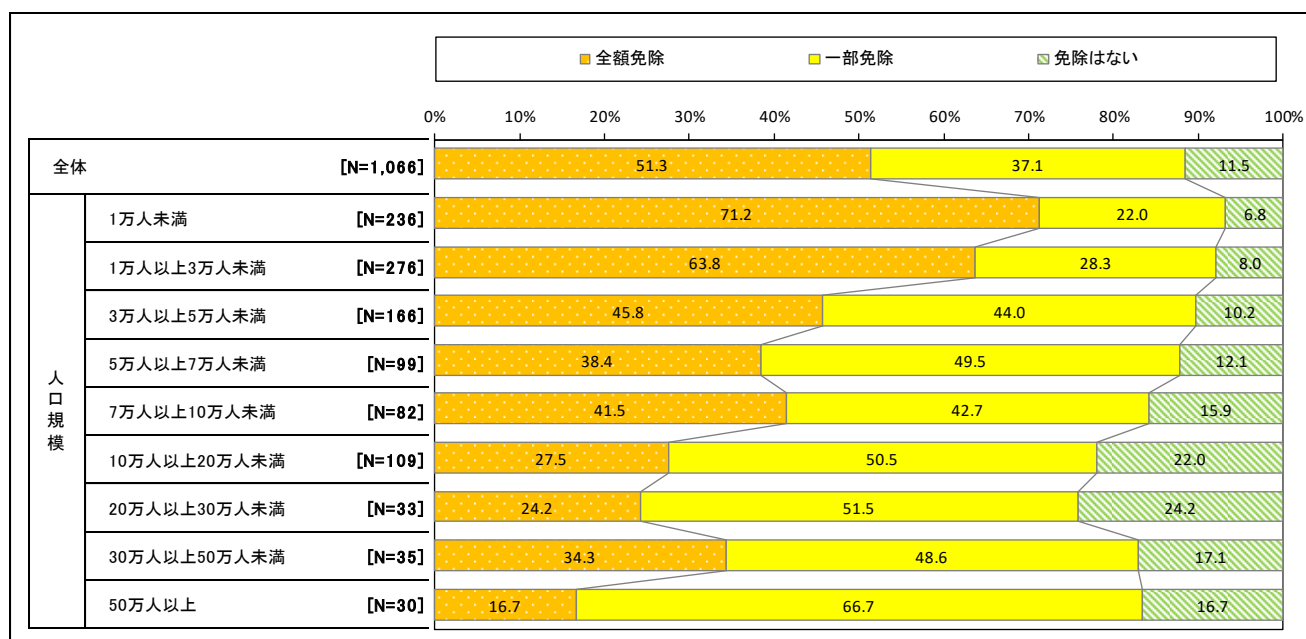
図表 5-2 平成 14 年度 公共施設・設備の使用料減免措置



(3) 公共施設・設備の使用料減免措置（平成 24 年度）

平成 24 年度における、各市区町村スポーツ少年団に対する行政(市区町村)の公共施設・設備の使用料の減免措置の状況を人口規模別にみると、「全額免除」と回答した割合は「1 万人未満」71.2%、「50 万人以上」16.7%と、人口規模が大きくなるにしたがって減少する(図表 5-3)。

図表 5-3 平成 24 年度 公共施設・設備の使用料減免措置



6. 人口規模別にみた課題

(1) 都道府県スポーツ少年団との関係における課題

都道府県スポーツ少年団との関係における課題を自由記述により回答を得た。回答内容より、人口規模は「5万人未満」「5万人以上10万人未満」「10万人以上30万人未満」「30万人以上」の4区分で分類した。

① 5万人未満

5万人未満では、事業に関する回答が多くみられ、具体的には「地理的に会議・講習会・事業参加が困難」「広報活動の充実」「役職や会議が多い」などの回答がみられた。他に事務連絡に関する回答として「情報共有」「担当者が頻繁に代わる」、事務局運営に関する回答として「事務局負担が大きい」「行政との連携強化」といった回答がみられた(図表 6-1)。

図表 6-1 都道府県スポーツ少年団との関係における課題(5万人未満;n=684)

カテゴリー	都道府県スポーツ少年団との関係における課題	回答数
①事業	地理的に会議・講習会・事業参加が困難	6
	広報活動の充実	3
	役職や会議が多い	2
	各団の試合が重なり他市町の交流会に参加できない	1
	県交歓会が負担	1
	講習会の時期によっては参加が困難	1
	講習会の受講システムが難しい	1
	事業の目的・実施方法がわからない	1
	事業内容を時代に合わせて検討する必要がある	1
	受講者の負担大きい	1
	大会参加の年齢・学年基準が厳しい	1
	認定員養成講習会を増やしてほしい	1
②事務局運営	行政から自立できない	1
	行政から民間へ移権	1
	行政との連携強化	1
	事務局が同じ団体	1
	事務局負担大きい	1
	役員選出が困難	1
③支援希望	金銭的な支援がない	1
	具体的な事例がほしい	1
	経費の削減・予算が少ない	1
	県からの講師派遣希望	1
	行政からの人的支援がない	1
④事務連絡	情報共有	7
	送付物多い	1
	担当者が頻繁に代わる	1
	予算がなく配布物を単位団へ郵送できない	1
⑤登録手続き	登録手続きを柔軟にしてほしい	1
	登録料よりも振込手数料の方が高くなる	1
⑥メリット	登録メリットなし・少ない・不明	11
⑦理念	理念と実態のずれ	3
⑧震災	震災で活動が困難	1
	被災地に対する交流と施設の提供	1
⑨単位団	大会開催に重点を置いている競技の試合数が増加	2
	単位団の事業参加少ない	2
	団体・団員数の減少	2
	加入率が低い	1
	大会開催日程の重複(少年団の大会と学校の試験)	1
	大会開催日程の重複(少年団の大会と中体連、県大会など)	1
	単位団の種目の減少	1
	中学・高校になると団員がやめる	1
⑩その他	主要(全国)大会へつながる種目少ない	6
	県との関わり少ない	5
	会員数実績のみを重視	1
	参加人数の減少	1

注)回答者が記述したすべての意見を掲載しているため、都道府県スポーツ少年団との関係における課題以外の記述も含まれている。

② 5 万人以上 10 万人未満

5 万人以上 10 万人未満では、事務連絡や事業に関する回答が多くみられた。具体的には、事務連絡に関しては「申込期限・回答期限に余裕をもたせた情報伝達」「情報共有」「各市町担当者と事務連絡会や意見交換会の実施」などの回答がみられた。事業に関する回答としては、「地理的に会議・講習会・事業参加が困難」「県内市町村全体で課題を共有しながら事業内容を検討する」といった課題が挙げられている(図表 6-2)。

図表 6-2 都道府県スポーツ少年団との関係における課題(5 万人以上 10 万人未満;n=184)

カテゴリー	都道府県スポーツ少年団との関係における課題	回答数
①事業	地理的に会議・講習会・事業参加が困難	2
	会議の参加が困難	1
	県大会地区予選会への支援方法の検討	1
	県内市町村全体で課題を共有しながら事業内容を検討する	1
	事業の連携なし	1
	少年団未加入の子どもの交流大会への参加奨励	1
	体力テスト委員指導講習会を実施してほしい	1
②事務局運営	県の事務局体制の充実	1
	行政に頼りすぎる	1
③支援希望	県からの講師派遣希望	1
	事業の見直し	1
	補助事業を増やしてほしい	1
④事務連絡	申込期限・回答期限に余裕をもたせた情報伝達	4
	各市町担当者と事務連絡会や意見交換会などの実施	2
	情報共有	2
	県と市の担当組織の違いによる不便	1
	県事務局の対応が遅い	1
	指導者・育成母集団への情報提供の検討	1
	単位団へ送付する文書はできる限りまとめてほしい	1
⑤登録手続き	登録料よりも振込手数料の方が高くなる	1
⑥震災	震災後の活動再開	1
⑦単位団	団体・団員数の減少	2
	県の事業への参加が消極的	1
	県登録をする団が少ない	1
	交流大会へ参加する少年団が少ない	1
	少年団加盟数の減少	1
⑧その他	県との関わり少ない	1
	主要(全国)大会へつながる種目少ない	1
	登録団数が少ない市区町村スポーツ少年団は県への役員登録を免除してほしい	1

注) 回答者が記述したすべての意見を掲載しているため、都道府県スポーツ少年団との関係における課題以外の記述も含まれている。

③ 10 万人以上 30 万人未満

10 万人以上 30 万人未満では、事務連絡や事務局運営に関する回答が多くみられた。具体的には、事務連絡に関しては「申込期限・回答期限に余裕をもたせた情報伝達」「情報共有」のほか、「申込期日切れ、連絡漏れがなくなるしくみの検討」などの回答がみられた。事務局運営に関しては、「役員選出が困難」「市スポーツ少年団の行政への移管」などの課題が挙げられている(図表 6-3)。

図表 6-3 都道府県スポーツ少年団との関係における課題(10 万人以上 30 万人未満;n=143)

カテゴリー	都道府県スポーツ少年団との関係における課題	回答数
①事業	県主催の事業への参加	1
	新規登録の増加につながる取組みが必要	1
	認定員養成講習会運営の負担が大きい	1
②事務局運営	役員選出が困難	2
	市スポーツ少年団の行政への移管	1
	市町村、地区少年団の統括を県が担当してほしい	1
	事務負担の軽減	1
③活動促進	スポーツ指導のあり方の検討	1
	県の青少年スポーツ推進方策におけるスポーツ少年団の位置づけに関する検討	1
	県スポーツ少年団の将来構想についての協議の場の設定	1
	市内のスポーツ少年団の組織化	1
④事務連絡	申込期限・回答期限に余裕をもたせた情報伝達	4
	情報共有	2
	申込期日切れ、連絡漏れがなくなるしくみの検討	1
	県スポーツ少年団から直接単位団へ連絡してほしい	1
⑤登録手続き	登録事務のシステム化を希望	2
	単位団が直接登録できるシステム	1
⑥メリット	登録メリットなし・少ない・不明	3
⑦理念	理念と実態のずれ	1
⑧単位団	単位団からの協力を得にくい	1
⑨その他	県と市郡ブロック事務局の能力意識の差	1
	主要(全国)大会へつながる種目少ない	1
	登録制度、指導者養成制度が地域の実態から乖離している	1

注)回答者が記述したすべての意見を掲載しているため、都道府県スポーツ少年団との関係における課題以外の記述も含まれている。

④ 30 万人以上

30 万人以上では、事業や事務連絡に関する回答が多くみられた。具体的には、事業に関しては「会議での審議の充実」「競技別交流大会の拡大必要」「市区町村連携による競技別交流大会開催の工夫」などの課題が挙げられている。事務連絡に関しては、「情報共有」「県と市の競技別専門部会の連絡調整不足」「連絡・依頼事項の時間短縮」などの回答がみられた(図表 6-4)。

図表 6-4 都道府県スポーツ少年団との関係における課題(30 万人以上;n=65)

カテゴリー	都道府県スポーツ少年団との関係における課題	回答数
①事業	会議での審議の充実	1
	競技別交流大会の拡大必要	1
	市区町村連携による競技別交流大会開催の工夫	1
	県主催大会の参加申込・振込を単位団が直接県スポーツ少年団へできるしくみ	1
	積極的な事業がない	1
	体育協会の事業との重複	1
	リーダー会構成員の府市重複	1
	府市間での事業の振り分け	1
	府スポーツ少年団の会議参加が負担	1
	平日の委員会参加が困難	1
	本部役員の会議欠席が多い	1
②支援希望	経費の削減・予算が少ない	1
③活動促進	ボトムアップ型連携の強化	1
④事務連絡	情報共有	2
	県と市の競技別専門部会の連絡調整不足	1
	県の担当者が毎年代わるため連携しづらい	1
	県事務局による資格申請の不備がある	1
	文書のやり取りが多い	1
	連絡・依頼事項の時間短縮	1
⑤登録手続き	指導者の登録の負担が大きい	1
	登録料の減額を希望	1
	日本・県スポーツ少年団への登録費の負担が大きい	1
⑥メリット	登録メリットなし・少ない・不明	2
⑦その他	県によるトップダウンの指示のみ	1
	県事務局の対応が遅い	1
	交流大会等、特定の種目のみによる予算使用	1

注) 回答者が記述したすべての意見を掲載しているため、都道府県スポーツ少年団との関係における課題以外の記述も含まれている。

(2) 単位スポーツ少年団との関係における課題

単位スポーツ少年団との関係における課題を自由記述により回答を得た。回答内容より、人口規模は「5 万人未満」「5 万人以上 10 万人未満」「10 万人以上 30 万人未満」「30 万人以上」の 4 区分で分類した。

① 5 万人未満

5 万人未満では、団員数に関する回答が多くみられた。具体的には、「団員数・団数減少による活動困難、新規団員の獲得」が最も多く挙げられている。また、事業参加や指導者、活動促進に関する回答も多くみられ、事業参加に関しては「事業や会議への参加率が低い」、指導者に関しては「指導者不足、若い指導者の不足、指導者の高齢化、指導者の育成」が多く課題として挙げられている。活動促進に関しては、「町本部主催の全単位団交流会の開催、単位団同士の連携、単位団同士の交流の機会が少ない」といった回答がみられた(図表 6-5)。

図表 6-5 都道府県スポーツ少年団との関係における課題(5 万人未満;n=684)

カテゴリー	単位スポーツ少年団との関係における課題	回答数
①団員数	団員数・団数減少による活動困難、新規団員の獲得	44
	単位団の合併・統合	3
	少子化による団員の争奪	2
	団員が中学進学とともに退団してしまう	1
	団員数が人気種目にかたよる	1
	少人数での団運営により団員の人的・経済的負担の増加	1
②指導者	指導者不足、若い指導者の不足、指導者の高齢化、指導者の育成	14
	指導者・育成母集団研修会への新規参加者がいない、参加が積極的ではない	2
	骨折などの重症なケガの多発、ケガをしている団員を試合に出場させている	2
	連日の夜間の練習実施、過度の練習をさせる指導者への対応	2
	指導者の資格取得、指導者への認定員講習会参加の積極的な呼びかけ	2
	指導者と保護者に対する指導者倫理規程や活動方針の普及	1
	単位団の試合が多い	1
	単位団の多くが競技団体傘下の組織として活動	1
	競技力の向上だけを目指す単位団への対応	1
	非協力的な人の支援の醸成	1
	不適合指導者への措置に対する法的ルールや権限がない	1
	保護者の個人情報に関する懸念	1
	保護者の団活動への過剰関与	1
③事業参加	事業や会議への参加率が低い	19
	競技団体の大会が多く、少年団主催の事業実施が困難	5
	中学生の事業への参加が積極的ではない	2
	会議や行事に参加する単位団が固定している	2
	体力テスト実施率の低下	2
	地理的(離島)な理由から事業への参加が困難、遠征費の負担が大きい	2
	単位団によってスポーツ少年団活動への理解度に温度差がある	1
	中学校の単位団の協力体制が不十分	1
④理念	大会出場が目的で登録している単位団は事業への参加が積極的ではない、競技以外の行事に参加しない	6
	スポーツ少年団活動の理念の啓発	4
	勝利至上主義傾向がみられる	3
	事業や研修会よりも大会・練習試合を優先する	3
	スポーツ少年団活動に非協力的な単位団・指導者への啓発	1
	学業への影響	1
	大会出場による学校行事の集団欠席	1

⑤事務局運営	単位団との連携強化、単位団との関わりが登録申請のみ・競技別交流大会のみ	5
	単位団の現状把握ができていない	2
	市町村合併による単位団との連携の希薄化	1
	市町村合併後の事務局の統合	1
	学校統廃合における単位団との連携方法	1
	町スポーツ少年団の事業が少ない	1
	学校施設利用に関する学校と単位団とのトラブルへの対応	1
	行政から体育協会への事務局移行	1
	行政との連携	1
	単位団活動を活性化させるための行政支援	1
	事務局が教育委員会のため、行政へ支援を求めることが多い	1
	今後の単位団に対する支援内容の見直し	1
	町補助金内容の見直し	1
	市からの補助金額が少なく、各団への補助が出せない	1
	事業費が少ないため多くの事業が実施できない	1
	指導者研修会にネームバリューのある講師を呼びたいが予算がない	1
	事務局の体制が整わず、町本部単独事業(リーダー研・育成母集団研)が実施できていない	1
	中学生の団員がいないため、日独交流事業に団員を派遣できないが受入をしなければならない	1
	本部の組織づくり	1
	本部役員の選考が困難	1
	団数・団員数減少により行政の役割増加	1
	今後の団数減少における本部運営	1
	団員数の少ない単位団への支援方法	1
	新規団員獲得が難しい単位団への対応	1
	団構成の人数条件(10人以上)の緩和	1
	登録費の軽減を求められる	1
	スキー種目で登録期間の延長を希望する意見が多い	1
	子ども間のトラブルへの対応	1
	学校からの指導方法に関する苦情対応	1
⑥活動促進	町本部主催の全単位団交流会の開催、単位団同士の連携、単位団同士の交流の機会が少ない	12
	単位団との情報共有や意見交換、単位団からの要望や意見が少ない	3
	指導者研修会や交流会の実施	3
	総会型地域スポーツクラブと連携した事業の展開、スポーツ少年団とスポーツクラブの関係性	2
	指導者協議会がない、組織を強化し協議の場を設ける	2
	ブロックでの競技別交流大会や研修会以外に単位団が集まる事業を実施していない	1
	育成母集団がない単位団の協力体制が不十分	1
	育成母集団連絡協議会の設立	1
	学校単位での少年団活動から地域単位での活動への移行	1
	広報の方法の改善	1
	市内の単位団全体での課題の共有	1
	他のスポーツ組織との重複登録による費用の負担感	1
	他市町村団体との交流	1
	単位団が様々な種目を経験できるような取組	1
	単位団合併への対応	1
⑦自立	行政主導の運営からの自立、行政任せで自立性がない、事務局への依存度が高い、単位団の自立	9
	行政人員の減少による活動困難	1
	行政側からの一方的な事業になりがち	1
	行政担当者の事務局業務の負担が大きい	1
⑧事務連絡	代表者と実際に指導する人が異なるため現場へ周知されない、代表者からの伝達漏れ	4
	単位団の連絡先変更が頻繁で連絡が取りにくい	3
	WEBでの情報発信をしたいが、役員が情報処理に詳しくないため案として挙がらない	1
	メールでの連絡網を作成し、経費の削減を図る	1
	メールを使用しない役員への連絡が困難	1
	事務連絡方法の改善	1
⑨メリット	少年団への加盟メリットが少ない、スポーツ少年団の存在意義が不明	5
	スポーツ少年団に加入せずに活動する団体の増加	2
⑩震災	震災による活動困難	3
	原発事故の影響による団員数の減少	1
	災害避難による団員数の減少	1

② 5 万人以上 10 万人未満

5 万人以上 10 万人未満では、事業参加や団員数に関する回答が多くみられた。具体的には、事業参加に関しては「事業や会議への参加率が低い」、団員数に関しては「団員数・団数減少による活動困難、新規団員の獲得」が最も多く挙げられている(図表 6-6)。

図表 6-6 都道府県スポーツ少年団との関係における課題(5 万人以上 10 万人未満;n=184)

カテゴリー	単位スポーツ少年団との関係における課題	回答数
①団員数	団員数・団数減少による活動困難、新規団員の獲得 新規団員の募集方法	13 1
②指導者	継続性のある指導者育成 指導者の高齢化 有資格指導者の配置や育成、意識改革 指導者の資質向上 指導者協議会の強化 小規模な単位団では複数の有資格指導者登録が困難 認定員資格取得の促進 競技力向上を目指す指導者の増加	5 2 2 1 1 1 1 1
③事業参加	事業や会議への参加率が低い 単位団によってスポーツ少年団活動への理解度に温度差がある 体カテストの実施率の向上 単位団の幹事がボランティアのため、会議で十分な協議ができない 単位団の多くが競技団体傘下のような組織として活動しており、単位団同士の交流がない	14 2 1 1 1
④理念	大会出場が目的で登録している単位団は事業への参加が積極的ではない スポーツ少年団の理念と実態のずれ 単位団が勝負へのこだわりが強い 事業や研修会よりも大会・練習試合を優先する 練習や大会が多い	5 1 1 1 1
⑤事務局運営	市スポーツ少年団としての活動はほとんどないため、市本部の必要性が低い 単位団の現状把握ができていない スポーツ少年団の広報活動 スポーツ少年団加入についての具体的な要項がない 学区単位で単位団が構成されているため、他の学区からの入団ができない 競技種目を主体とした活動体制づくり(規約の改定) 市スポーツ少年団への関心が希薄 事務局が行政のため、人事異動が頻繁 夜遅くまでの練習や学業への影響などの意見を受けるが、各団の活動状況に対して何も対応ができない 行政からの金銭的支援がない 活動予算が少ないため、単位団活動に必要な備品を新調できない 施設の備品の老朽化	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
⑥活動促進	単位団同士の連携、単位団間での交流や情報共有、単位団の交流会への参加促進 単位団との情報共有や意見交換 中学・高校生の少年団活動における居場所づくり 育成母集団の協力体制の強化 指導者協議会の増設	6 3 1 1 1
⑦自立	単位団の自立	1
⑧事務連絡	本部役員、指導者、保護者との連絡が取りにくい、連絡手段が電話のみのため連絡が取りにくい メールによる単位団への周知 単位団の連絡先変更が頻繁で連絡が取りにくい 単位団への連絡が行き届かない 提出物が期限内に回答されない 連絡方法が郵送のため、経費がかかる SNSツールを使った情報共有	3 2 1 1 1 1 1 1
⑨メリット	少年団への加盟メリットが少ない 少年団への加盟メリットの伝え方 スポーツ少年団に加入せずに活動する団体の増加	1 1 1
⑩震災	震災により指導者との連絡が困難	1
⑪その他	競技種目による不公平さ(交流大会の有無) 単一種目の単位団が多い	1 1

③ 10 万人以上 30 万人未満

10 万人以上 30 万人未満では、事業参加や活動促進、スポーツ少年団の理念に関する回答が多くみられた。具体的には、事業参加に関しては「事業や会議への参加率が低い」、活動促進に関しては「単位団同士の連携、種目を越えた単位団同士の交流が希薄」、理念に関しては「競技以外の行事に参加しない、大会出場が目的で登録している単位団は事業への参加が積極的ではない」が最も多く挙げられている(図表 6-7)。

図表 6-7 都道府県スポーツ少年団との関係における課題(10 万人以上 30 万人未満;n=143)

カテゴリー	単位スポーツ少年団との関係における課題	回答数
①団員数	団員数・団数減少による活動困難、新規団員の獲得	8
	団員数に偏りがあり、交流大会の運営が困難	1
	団員数の減少による事務局運営の縮小	1
	日本スポーツ少年団への加入促進	1
②指導者	指導者の資質向上、指導者や育成母集団の研修会の実施	4
	指導者の高齢化	2
	指導者や育成母集団の研修会の参加率が低い	2
	リーダーの育成	1
	指導者のあり方についての共通認識を持つこと	1
	事故や体罰の問題への対応	1
	単位団同士の確執	1
③事業参加	事業や会議への参加率が低い	8
	単位団の事業への参加率が種目によって偏りがある	3
	単位団によってスポーツ少年団活動への理解度に温度差がある	3
	事業に参加する単位団が固定されている	1
	他の行事の関係で指導者研修会や交流会の開催が困難	1
④理念	競技以外の行事に参加しない、大会出場が目的で登録している単位団は事業への参加が積極的ではない	5
	スポーツ少年団の理念と実態のずれ	2
	スポーツ少年団の理念の啓発	2
	競技志向の単位団が多い	2
	事業や研修会よりも大会・練習試合を優先する	1
⑤事務局運営	単位団の現状把握	2
	競技力の向上だけを目指す単位団への対応	2
	不適切な指導者に対する対応(倫理委員会の設置)	1
	スポーツ少年団へ加入せずに活動するクラブとの差別化または融合化	1
	市体育協会への事務局移管	1
	市独自の指導者育成事業を行っていない	1
	単位団が本部運営に積極的に関わられるような環境づくり	1
	単位団との連携強化	1
	役員の固定化	1
	10年以上市独自の交流大会が行われていない	1
⑥活動促進	単位団同士の連携、種目を越えた単位団同士の交流が希薄	4
	地域全体での少年団の育成やスポーツ活動ができるような関係づくり	3
	種目別指導者会の設置、育成、ネットワークづくりを競技団体と連携して行う	2
	市内の単位団代表者が集まる機会が年に一回しかない	1
	市内の単位団全体での課題の共有	1
	総会型地域スポーツクラブとの連携	1
	単位団との情報共有	1
⑦自立	単位団の自立、行政主導の運営からの自立	3
⑧事務連絡	事務連絡が郵送のみなので様々な方法で行っていききたい	2
	単位団との連絡が取りにくい	2
	単位団への連絡が行き届かない	1
	会議の出欠席や提出物の取りまとめに苦勞している	1
⑨メリット	メールによる単位団への周知	1
	少年団への加盟メリットが少ない	3

④ 30 万人以上

30 万人以上では、指導者やスポーツ少年団の理念に関する回答が多くみられた。具体的には、指導者に関しては「継続性のある指導者育成」「リーダー育成事業への参加率が低い」、理念に関しては「勝利至上主義の単位団が多い」「スポーツ少年団の理念の啓発」などの課題が挙げられている(図表 6-8)。

図表 6-8 都道府県スポーツ少年団との関係における課題(30 万人以上 ; n=65)

カテゴリー	単位スポーツ少年団との関係における課題	回答数
①団員数	団員数・団数減少による活動困難、新規団員の獲得	5
	団員・指導者数の減少により、複数有資格者登録の条件に対応できない	1
②指導者	継続性のある指導者育成	2
	リーダー育成事業への参加率が低い	2
	仕事をしている指導者が多いため、資格取得を勧めにくい(有資格指導者の育成が困難)	2
	指導者講習会への参加率が低い	2
	指導者の資質向上	2
	指導者数の減少	1
	指導者の高齢化	1
	指導者の暴言等に対する指導のあり方	1
	認定員以外の登録指導者の資質向上	1
	不適切な指導者に対して対応できていない	1
③事業参加	大会出場が目的で登録している単位団が多く、事業への参加が積極的ではない	3
	競技大会以外の事業への参加促進	1
	競技団体にも登録している単位団が多く、少年団の事業へ参加する人的・時間的余裕がない	1
	単位団によってスポーツ少年団活動への理解度に温度差がある	1
④理念	勝利至上主義の単位団が多い	4
	スポーツ少年団の理念の啓発	4
	施設利用料の減免を目的に登録している単位団が多い	1
	事業や研修会よりも競技団体の大会・練習試合を優先する	1
	単位団が競技志向のため、事業への参加が積極的ではない	1
⑤事務局運営	競技団体との二重登録	1
	個人情報の取扱	1
	市町村合併により、単位団数が増加したため、事業実施が困難	1
	他市町村での単位団二重登録による交流大会出場	1
	単位団との連携強化	1
	単位団と事務局担当者の変更が頻繁であるため、継続的な関係構築が困難	1
	登録更新・新規登録の事務作業を負担に感じる単位団が多い	1
⑥活動促進	複数有資格者登録の理解が得られない	1
	子どもが楽しくスポーツに関わり、成長できるような環境づくり	1
	大会開催のない種目の単位団への対応	1
	単位団同士の交流の機会が少ない	1
	冬場の練習時間	1
	練習場所の確保	1
	単位団との情報交換	1
⑦自立	単位団の自立	1
⑧事務連絡	情報伝達方法の検討(メールやSNSなどによる単位団への周知)	3
	体育協会や都スポーツ少年団からの情報量が多く、郵送代が予算の3割を占めている	1
	連絡方法が郵送のため、経費と時間がかかる	1
⑨メリット	競技団体の大会が多数あり、少年団への加盟メリットがわからない	3
	少年団への加盟メリットの発信	1

5. まとめ

本調査は、2013 年度に実施した全国市区町村スポーツ少年団実態調査の結果を人口規模別にクロス集計し、事務局組織や運営体制、市町村合併や行政改革による行政からの人的支援の変化について詳細に分析することにより、市区町村スポーツ少年団の基盤強化及び活動の活性化に必要な方策の検討に資する資料とすることを目的とした。その結果、以下のような現状が明らかとなった。

（１）市区町村スポーツ少年団の機能

事務局の設置場所は、教育委員会の割合が「1 万人未満」80.3%であるのに対し、「50 万人以上」では 16.7%であった。人口規模が小さい自治体ほど、事務局を教育委員会に設置している割合は高く、大都市では市区町村体育協会が事務局を担っている場合が多い。また、事務作業担当者が行政のスポーツ担当者、もしくは市区町村体育協会の場合、人口 30 万人未満の自治体の市区町村スポーツ少年団では、事務作業担当者は 1 人～2 人未満であった。

文部科学省(2011)によると、市区町村のスポーツ担当部署の専任職員数は 1 万人未満の自治体では「0 人」または「1 人」が半数以上にのぼる。また、市区町村体育協会の職員数は「0 人」(32.5%)あるいは「1 人」(21.5%)といった組織が多く、人口規模別にみると 50 万人以上の自治体においても職員数が「0 人」である割合は 3 割以上を占める。専任職員がいない市区町村では、社会教育や生涯学習などの担当職員がスポーツを兼務していたり、教育委員会のスポーツ担当職員が体育協会の業務を兼務していたりする状況がうかがえる。このように、日本のスポーツ行政組織では少ない人数で多くの業務が行われており、このため人口規模の小さい自治体におけるスポーツ少年団の事務局業務は、最低限の活動にとどまってしまう状況が推察される。

単位団との関係における課題として、人口規模が 1 万人未満では「団員数・団数減少による活動困難、新規団員の獲得」とあわせて、「指導者不足、若い指導者の不足、指導者の高齢化、指導者の育成」が多く挙げられている。また、「町本部主催の全単位団交流会の開催、単位団同士の連携、単位団同士の交流の機会が少ない」などの課題もみられる。多くの市区町村スポーツ少年団では事務作業担当者は 1 人以上存在しているが、他の業務を兼務している状況においては、団員数の獲得や指導者育成、単位団の交流会といったスポーツ少年団の事業実施が困難であると考えられる。

また、協議機関の設置状況をみると、「協議機関はない」と回答した割合は、「1 万人未満」66.1%、「50 万人以上」23.3%と、人口規模が小さい自治体ほど協議機関の設置率が低い結果であった。また、20 万人以上の市区町村スポーツ少年団では、「指導者育成について協議する機関がある」と回答した割合が半数であるのに対し、1 万人未満では 1 割以下にとどまっている。

自治体の規模や特性によって課題は多岐にわたる。スポーツ少年団活動中に発生する事故や暴力行為、少年団運営に関する課題などに対して、現場の指導者や育成母集団が主体的に関わり、課題を共有しながら地域全体の問題として議論できる体制の整備が望まれる。日本スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団における、市区町村スポーツ少年団への支援のあり方として、全国画一的なものではなく、それぞれの市区町村スポーツ少年団の規模に応じた、柔軟な支援策の検討が今後必要となるであろう。

（２）市区町村スポーツ少年団の活動

単位団との日常的な連絡方法をみると、「1 万人未満」では電話連絡網が 7 割にのぼり、パソコンのメールを使用している割合は 2 割程度にとどまっている。一方、「50 万人以上」ではパソコンのメール(63.3%)、FAX

(60.0%)、電話連絡網(46.7%)と人口規模が大きくなるにしたがって様々な手段で連絡を取り合っている結果が示された。また、日本スポーツ少年団が発行している広報普及資料(ガイドブック、PR リーフレットなど)の活用状況は、7 万人以上では利用率は 6 割以上であるが、「1 万人未満」では 3 割程度であった。

人口規模が小さい市区町村スポーツ少年団では、情報共有の方法が限定的であり、また日本スポーツ少年団からの情報が十分に活用されていない状況である。日本スポーツ少年団では、第 9 次育成 5 か年計画においてインターネットによる登録システムの導入や、日本体育協会公認スポーツ指導者資格の管理システムとの統合を検討しており、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団の登録業務にかかる作業量の軽減や効率化を目指している。このようなシステム導入にあわせて、インターネットを活用した情報共有のしくみも検討していきたい。具体的には、登録システムと連動させながらインターネット上で広報普及資料(ガイドブック、PR リーフレットなど)を配布したり、市区町村スポーツ少年団に対して資料の活用方法を提案したりといったしくみも考えられる。市区町村スポーツ少年団の事務的負担を軽減させながら、様々な課題解決方法の検討が必要である。

(3) 市町村合併前後の行政等による人的支援の変化

市町村合併前後における行政または体育協会による人的支援(事務作業や事業等のサポート)の状況は、「合併前はあった人的支援が合併後減少」では、「50 万人以上」が 25.0%と最も多く、次いで「1 万人未満」が 16.7%であった。合併による支援状況の減少は大都市・町村ともにみられるが、財政規模を鑑みると人口規模の小さい町村のほうが、より支援減少の影響を受けていると考えられる。

一方、平成 24 年度の公共施設・設備使用料の減免措置状況を人口規模別にみると、「全額免除」と回答した割合は「1 万人未満」が 71.2%であったのに対し、「50 万人以上」では 16.7%と、人口規模が小さい自治体ほどスポーツ少年団の活動に対して公共施設・設備使用料の全額免除を行っている。人口規模の小さなまちでは、行政からの支援減少の影響を受けているものの、今もなお施設利用に関するメリットはあると言える。

単位団との関係性に関する課題をみると、特に 5 万人未満の自治体において「市町村合併による単位団との連携の希薄化」「市町村合併後の事務局の統合」「学校統廃合における単位団との連携方法」といった課題が多く挙げられている。また 30 万人以上の自治体では「市町村合併により、単位団数が増加したため、事業実施が困難」との回答がみられた。1 万人以上～7 万人未満の市区町村スポーツ少年団でも、支援が減ったと回答している割合は 1 割以上を占める。人口規模としては中規模である市町村でも合併による影響がみられている。市町村合併により、自治体の面積が広範囲になったり、団数が増加したりすることによって、支援が十分に行き届かなくなっている状況がうかがえる。

.....

国立社会保障・人口問題研究所(2013)によると、全国の 0～14 歳人口は低い出生率のもとで今後減少を続け、2010 年から 2035 年まですべての都道府県で低下すると報告している。0～14 歳人口は、2015 年の 1,582 万 7 千人から毎年およそ 20 万人以上減少し、2019 年には 100 万人の減少、2046 年には 983 万 5 千人と、1 千万人以下となると推計されている(国立社会保障・人口問題研究所、2012)。このような推計結果からも今後、人口減少によるスポーツ少年団組織の維持が困難になることが予測される。子どもの発育発達の観点からも、複数種目の実施や様々な団体での活動を通して育つしくみが必要であり、スポーツ少年団をはじめとする地域スポーツ組織の連携は、今後必要不可欠となるであろう。子どもの健全育成というスポーツ少年団の理念を啓発するとともに、組織のあり方を検討しなければならない。若い指導者や保護者、地域住民なども参加しやすいゆるやかな組織づくりが望まれる。

6. 参考文献

文部科学省:スポーツ政策調査研究報告書, 2011.

国立社会保障・人口問題研究所:日本の地域別将来推計人口(平成 25 年 3 月推計), 2013

国立社会保障・人口問題研究所:日本の将来推計人口(平成 24 年 1 月推計), 2012

**日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」
全国市区町村スポーツ少年団実態調査報告書
- 人口規模別にみた市区町村スポーツ少年団の事務局体制 -**

2015年3月発行

発行者 公益財団法人日本体育協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館 2 階

TEL 03-3481-2222 FAX 03-3481-2284

E-mail jjsa@japan-sports.or.jp URL <http://www.japan-sports.or.jp/>

共同研究：公益財団法人笹川スポーツ財団

〒107-6011 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 11F

TEL 03-5545-3303 FAX 03-5545-3305

E-mail info@ssf.or.jp URL <http://www.ssf.or.jp/>

